

公募型プロポーザル実施要領  
展示会出展運営管理業務委託

令和8年3月  
西尾市産業部商工振興課

下記の業務を実施するに当たり、本業務の目的及び内容を効果的かつ効率的に実現するため、公募型プロポーザル方式により提案を募集し、業務委託先の選定を行う。

## I 業務概要等

### 1 委託業務名

展示会出展運営管理業務

### 2 目的

愛知県は、製造品出荷額等が昭和 52 年以来連続日本一であり、世界有数のものづくりの拠点となっている。その愛知県内 54 市町村中、本市は、製造品出荷額(輸送用機械器具:R3 経済センサス)で第 3 位となっており、自動車産業等を支える切削加工、金型、鋳造等のものづくりの基盤技術を持つ企業が集積しているという特色を有する地域である。

本業務は、本市の「ものづくりのまち西尾」の魅力を PR するとともに、現在、エネルギー、原材料、人件費、輸送費等のコスト高騰に直面する市内のモノづくり企業に対し、大規模展示会に共同出展する機会を提供し、製品や技術等のポテンシャルの掘り起こしや販路開拓、従業員の育成等を後押しすることで、企業の『稼ぐ力』を高め、ひいては新たな雇用創出や市場開拓を通じて地域経済を活性化し、持続的に発展することを目的とする。

### 3 委託業務の内容

下記の展示会における『愛知県西尾市』ブースの展示内容の企画・運営・装飾等を行うものである。

[展示会名] メッセナゴヤ 2026

[会期] 2026 年 11 月 11 日(水)～13 日(金)

[会場] ポートメッセなごや

[主催者] メッセナゴヤ実行委員会

[展示小間] 10 小間(間口 6.0m×奥行 15.0m)

[主な内容]

- ・出展手続き、出展準備
- ・出展企業に対する事前説明会の開催および出展に向けての伴走支援
- ・共同出展ブースの設営・装飾・レイアウト調整・撤去
- ・市の展示パネル製作
- ・ノベルティーの製作
- ・チラシ等の制作

- ・ 出展運営スタッフのユニフォームの作成
- ・ 展示会会期中の運営管理
- ・ 展示会終了後のフォローアップ

#### 4 委託業務の場所

西尾市内外

#### 5 委託期間

契約締結の日から令和9年1月29日(金)まで

#### 6 委託料の上限額

7,700千円(消費税及び地方消費税を含む。)

#### 7 仕様

別紙「展示会出展運営管理業務委託仕様書」のとおり

## Ⅱ 応募概要等

### 1 参加資格

令和8・9年度西尾市入札参加資格者名簿に登載されている者で、次の要件を満たす者とする。

- ① 県内に事業所を置く民間企業、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)、その他の法人(公益法人、独立行政法人、事業協同組合等)又は法人以外の団体等(権利能力なき社団、有限責任事業組合等)であって本委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者(宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。)であること。
- ② 過去3年以内に、国、都道府県、市町村等、民間企業から1頁の「3 委託業務の内容」に記載する業務内容に類似する業務の受託実績があること。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- ④ 民事再生法の規定により再生手続開始の申し立て中又は再生手続中でないこと。
- ⑤ 会社更生法の規定による更生手続開始の申し立て中又は更生手続中でないこと。
- ⑥ 西尾市競争入札参加停止措置要綱に規定する停止措置を受けていないこと。
- ⑦ 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場

合において、これらを受けていること。

- ⑧ 西尾市が行う調達契約からの暴力団排除に関する要綱による排除措置を受けていないこと。

## 2 実施要領に関する説明会

事前説明会は開催しない。質問等がある場合は、質問受付期間内に質問書を提出すること。

## 3 スケジュール

1	公募型プロポーザル実施要領の交付 (西尾市のホームページに掲載)	3月31日(火)
2	事業実施に係る質問受付期日	4月13日(月)
3	質問回答期日	4月16日(木)
4	参加申込書の提出期日	4月21日(火)
5	企画提案書の提出期日	5月7日(木)
6	企画提案書プレゼンテーションの開催	5月14日(木) 5月15日(金)
7	審査結果通知(予定)	5月18日(月)
8	契約締結日(予定)	6月5日(金)

## 4 参加手続き等

### (1) 担当部課及び連絡先

住 所：〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田 22 番地

担 当：西尾市産業部商工振興課 日高

電 話：0563-65-2158(ダイヤルイン)

F A X：0563-57-1322

電子メール：[yuuchi@city.nishio.lg.jp](mailto:yuuchi@city.nishio.lg.jp)

### (2) 公募型プロポーザル実施要領の交付

令和8年3月31日(火)に西尾市のホームページにて公開する。

### (3) 公募型プロポーザルに係る質問及び回答

① 質問受付期間：実施説明書交付開始後、令和8年4月13日(月)午後4時まで

② 質問方法：「展示会出展運営管理業務質問票(様式4)」にて電子メールで提出すること。ただし、必ず電話で送信した旨を伝えること。

③ 質問に対する回答は、令和8年4月16日(木)までにホームページに

掲載する。また、回答書に記載した内容は、実施要領の追加又は修正として取扱うこととする。

(4) 参加申込書の提出

- ① 提出書類：ア 参加資格申請書(様式1)  
イ 事業者概要書(様式2)  
ウ 過去3年間の同種又は類似業務の受注実績(様式3)  
各1部提出
- ② 提出期限：令和8年4月21日(火)午後4時まで
- ③ 提出場所：応募概要等4(1)の担当部局に同じ
- ④ 提出方法：持参又は郵送(必着)  
※持参の場合は、土日を除く午前9時から午後4時までとする。

(5) 参加資格の確認

参加申込書の提出があった事業者については、参加資格の要件を確認し、参加資格確認通知書により確認結果をメールで通知する。

(6) 企画提案書の提出

- ① 提出書類：ア 企画提案書(様式5)  
イ 実施体制(様式6)  
ウ 業務工程計画(様式7)  
エ 見積書(任意様式にて項目ごとに記載すること。)  
オ 企画概要書(任意様式とする。)  
10部(正1部 副9部)
- ② 提出期限：令和8年5月7日(木)午後4時まで
- ③ 提出場所：応募概要等4(1)の担当部局に同じ
- ④ 提出方法：持参又は郵送(必着)  
※持参の場合は、土日を除く午前9時から午後4時までとする。
- ⑤ その他：企画提案書プレゼンテーションでパソコン、プロジェクターの使用を希望する場合は、必ず企画提案書の提出時に申し出ること。

(7) 企画提案書の作成方法

企画提案書の作成にあたっては、「展示会出展運営管理業務委託仕様書」の内容に基づき、次の項目に即して作成すること。

- ① 企画提案書の様式等は、日本産業規格 A 4 判 (A 3 の折込みも可) とし、横書きとする。
- ② 企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とする。
- ③ 企画提案書は、以下の項目を必ず記載すること。
  - ア 準備期間及び展示会会期中の業務運営体制と人員体制
  - イ 業務運営スケジュール
  - ウ ブースの提案 (イメージパース、平面図等を用いてわかりやすく)
  - エ ブース以外の製作物等に関する提案
  - オ 共同出展企業に対する事前説明会でのアドバイスや出展に向けての伴走支援についての提案
  - カ 出展企業に対するフォローアップ調査の実施案
- ④ 必要に応じて、絵、図、写真等を用いて分かりやすく記載すること。

#### (8) 企画提案書プレゼンテーション(ヒアリング)の開催

- ① 開催日 : 令和 8 年 5 月 14 日 (木)、5 月 15 日 (金)  
詳細については、参加申込書の提出があった事業者に連絡することとする。
- ② 出席者 : 1 社 3 名以内
- ③ 説明時間 : 概要説明 20 分以内、質疑 10 分程度
- ④ その他 : 企画提案書プレゼンテーションは、提出された企画提案書に基づいて行うものとし、追加資料は認めない。

#### 5 参加辞退

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面により市へ報告すること。

#### 6 委託契約等

- (1) 市は、審査で決定した最優秀提案者と所定の手続きを経たうえで当該業務の委託契約を締結する。
- (2) 市は、審査で決定した最優秀提案者と交渉のうで契約が不調に終わった場合は、次点の提案者を交渉相手とする場合がある。
- (3) 契約に当たっては、契約書を交わすこととする。
- (4) 委託内容は、締結される業務委託契約書によるものとする。
- (5) 契約額は、企画提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定するものとする。ただし、この場合、原則として、企画提案書に記載された見積額を超えることは認めないものとする。
- (6) 契約保証金は、西尾市契約規則(昭和 39 年西尾市規則第 29 号) 第 29

- 条の規定により契約金額の 100 分の 10 以上を納付することとする。  
ただし、同規則第 31 条各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (7) 当該業務を進めるに当たり、選定された企画提案書の内容に限定されることなく、交渉相手と協議のうえに変更することができるものとする。
  - (8) 成果物等については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任(解決に要する一切の費用負担を含む。)において解決すること。
  - (9) 成果物の著作権その他権利は、市に帰属し、市が二次使用することがあるものとする。
  - (10) 本業務については、「メッセナゴヤ 2026」主催者の出展募集に採択された場合に実施するものとし、その実施可否は令和 8 年 5 月 30 日までに決定する。

## 7 その他

- (1) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (2) 提案に要する経費は、各事業者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しないものとする。ただし、このプロポーザルに係る審査及び事務処理以外には利用しないものである。
- (4) 企画提案書等の応募書類について、西尾市情報公開条例(平成 13 年西尾市条例第 20 号)の規定による請求に基づき、第三者に開示する場合がある。
- (5) 参加申込書、企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、失格とする。
- (6) 参加申込書、企画提案書等の受理後の差し替え及び追加・削除は原則として認めないものとする。
- (7) その他定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに西尾市が制定する関係条例、規則等に従うものとする。

## Ⅲ 審査方法及び評価基準

### 1 審査方法

- (1) 西尾市が選任する者をもって審査委員会を構成し、提出された企画提案書・プレゼンテーションの内容を評価点方式(注)による順位をもとに、次頁の評価基準に基づく選考委員の合計点の平均点が60点以上のものの中から最優秀提案者を決定する。

(注)評価基準の配点に基づく各選考委員の採点結果の1位を2点、2位を1点として集計を行い、その合計点により最優秀提案者を決定する方式

- (2) 応募者が1社の場合であっても、プレゼンテーションを実施するものとし、審査の結果、提案内容が次項の評価基準に基づく選考委員の合計点の平均点が60点以上の場合には、その候補者を契約候補者として選定する。

### 2 審査結果

企画提案書を提出された全事業者宛に令和8年5月18日(月)を目処に書面により通知するものとする。

なお、選考委員及び審査結果に関して、理由や点数等の照会、問い合わせには、一切応じないこととする。

## 評 価 基 準

番号	評価対象 内 容	評価基準	配点
1	業務遂行能力 ／実施体制	<b>【業務遂行能力／実施体制】</b> ・業務遂行に必要な知識、経験、スキルを有し十分な能力があるか。 ・実施体制(人員の配置、責任者、スタッフの経歴・資格等)は十分か。 ・業務工程が具体的に示されており、進行管理の体制は十分であるか。	15
2	業務の企画力 及び手法等	<b>【ブース設計に関する提案】</b> ・「西尾モノづくり経営研究会×ものづくりのまち西尾市」のブースとして、集客効果が高く、かつ一体感のあるデザインであるか。 ・展示台及び共同出展企業のパネルの掲示位置等、出展者のPR効果を高める工夫があるか。 ・来客や運営スタッフの動線や、収納スペース等、運営上の機能面が考慮されているか。	20
		<b>【ブース以外の製作物等に関する提案】</b> ・ブース以外(パネル、チラシ、ノベルティー等)の製作物について、事業効果を高める提案であるか。	10
		<b>【共同出展企業の伴走支援に関する提案】</b> ・来場者の増加や、来場者への訴求力を高めるためのアドバイスや、伴走支援について、効果的な提案があるか。	20
		・来場者データ集計、会期後のフォローアップ調査の方法が適切か	5
小計			70
価格点	(提案価格のうち最低価格／貴社の提案価格)×配点(20点)		20
市内企業	西尾市に本社、支店営業所等を有するもの		5
業務実績	同種・類似業務の実績がある		5
小計			30
<b>合計</b>			<b>100</b>

配点基準

市内企業	西尾市に本社、支店営業所等を有する者	市内に本社がある	5点	5点
		市内に支店、営業所がある	3点	
		上記外で市内在住者を雇用する	2点	
		上記以外	0点	

業務実績	過去3年間における同種・類似業務の実績がある(R5～7年)	実績が3事業以上ある	5点	5点
		実績が2事業ある	3点	
		実績が1事業ある	1点	
		実績がない	0点	

その他 評価基準各項目の配点に対して5段階で評価	評価基準の配点		20点	15点	10点	5点
	5段階評価	優れている	20点	15点	10点	5点
		やや優れている	16点	12点	8点	4点
		標準	12点	9点	6点	3点
		やや劣っている	8点	6点	4点	2点
		劣っている	4点	3点	2点	1点